

応急仮設住宅入居者への住宅確保等支援に関する協定書

平成27年6月10日

宮城県（以下「甲」という。）と公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会宮城県本部及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（以下3団体を「乙」という。）は、応急仮設住宅入居者への住宅確保等の支援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東日本大震災で被災して応急仮設住宅に入居している方（以下「被災入居者」という。）の住宅確保を支援するために甲が行う事業について、甲及び乙の協力により効果的に実施され、被災入居者が安定、安心して生活できる新たな住まいの確保が円滑に行われることを目的とする。

（協力）

第2条 甲及び乙は、次の事項について協力する。

- (1) 乙の会員が保有する賃貸住宅物件情報の被災入居者への提供
- (2) 甲が行う事業の乙の会員への周知
- (3) その他、目的を達成するために必要な事項

（協議）

第3条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

（期間）

第4条 この協定は平成27年7月1日に施行し、応急仮設住宅が解消されるまで継続する。

（雑則）

第5条 この協定に基づき乙が行う協力は、無報酬で行うものとする。

甲 宮城県知事 村井嘉浩



乙 仙台市青葉区国分町三丁目4番18号
公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会

会長 田所照章



仙台市青葉区上杉一丁目4番1号 中野プラザビル4階
公益社団法人全日本不動産協会宮城県本部

本部長 小林妙子



東京都中央区八重洲二丁目1番5号
公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会

会長 川口雄一郎

